

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和6年3月25日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である合同会社きぼうに対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和6年3月25日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 合同会社きぼう
代表者名： 代表社員 高嶋 裕紀
所在地： 旭川市春光町12番地2

(2) 施設

施設名： 住宅型有料老人ホームうらら
所在地： 旭川市春光町12番地2
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

住宅型有料老人ホームうらら（以下「当該施設」という。）の一部の入居者が当該施設内のホールの椅子に座っていたところ、その入居者が椅子から立ち上がって動こうとしたことや、ホールの机の上にあった書類を触った行動に対して、衝動的に頭を叩いたり、無理やり椅子に座らせる等の身体的虐待を行った。

5 改善命令の内容

高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。